

「映像コンテンツを活用した地域情報発信」調査事業 情報発信主体(自治体等) 公募要領

1 本事業の目的

本事業では、地域情報発信拡大の課題と海外での情報発信の環境の変化を踏まえ、自治体・地場産業等の情報発信主体とローカル局等のコンテンツ制作・発信者のマッチングを通じた映像コンテンツ制作・発信の調査を実施する。

総務省では、地域経済の活性化やソフトパワーの強化に貢献する観点から、放送コンテンツの海外展開を推進している。「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)、「知的財産推進計画 2020」(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定)等の政府戦略においても、積極的推進等を図ることとされている。

これまでの放送コンテンツの海外展開における補助事業等の取組により、ローカル局等を主体とした海外の放送局等の連携(共同制作)が進展し、地域情報発信の有効なチャンネルとして確立されつつあるが、これを自治体・地場産業が主体的に活用するには、

- ① ローカル局等が主導する取組のため、自治体・地場産業から働きかけるにはコネクション・ノウハウが必要
- ② 「放送番組」として取り上げるには、一定の規模・内容を構成できる題材であることが必要といった障壁も存在し、更なる地域情報発信拡大の課題となっている。

他方、海外においても、スマホ等の普及により、放送番組だけではなく SNS 等での動画配信等が情報発信手段として拡大しており、近年、海外放送局も積極的に活用するなど、海外での情報発信の環境は大きく変化している。

本事業は、情報発信主体とコンテンツ制作・発信者のマッチングを通じた映像コンテンツ制作・発信の有効性と効果的な情報発信手法を検証することを目的として実施する。

2 全体概要

本事業において、株式会社三菱総合研究所(以下、事務局)は、自治体・地場産業等(以下、情報発信主体)を主体とする映像コンテンツ制作・発信の調査を実施する。具体的には、以下のステップを通じた情報発信主体とコンテンツ制作・発信者のマッチング及び映像制作・発信と企画のブラッシュアップを行う。

- ① 地域別に、より高度な地域への誘客・産品展開のステップアップを図る情報発信主体を選定する。
- ② 情報発信主体のニーズをくみ取り、情報発信先の関心が高まる企画を提案することができるローカル局等(以下、コンテンツ制作・発信者)を選定する。
- ③ 情報発信主体、コンテンツ制作・発信者が協働し、映像コンテンツ制作・発信を行う。制作・発信の過程では必要に応じて有識者からアドバイスをうけ、企画のブラッシュアップを行う。

本事業の全体像と、本公募要領の公募範囲を図 1 に示す。本公募要領はステップ①「情報発信主体選定」の公募を対象範囲とする。

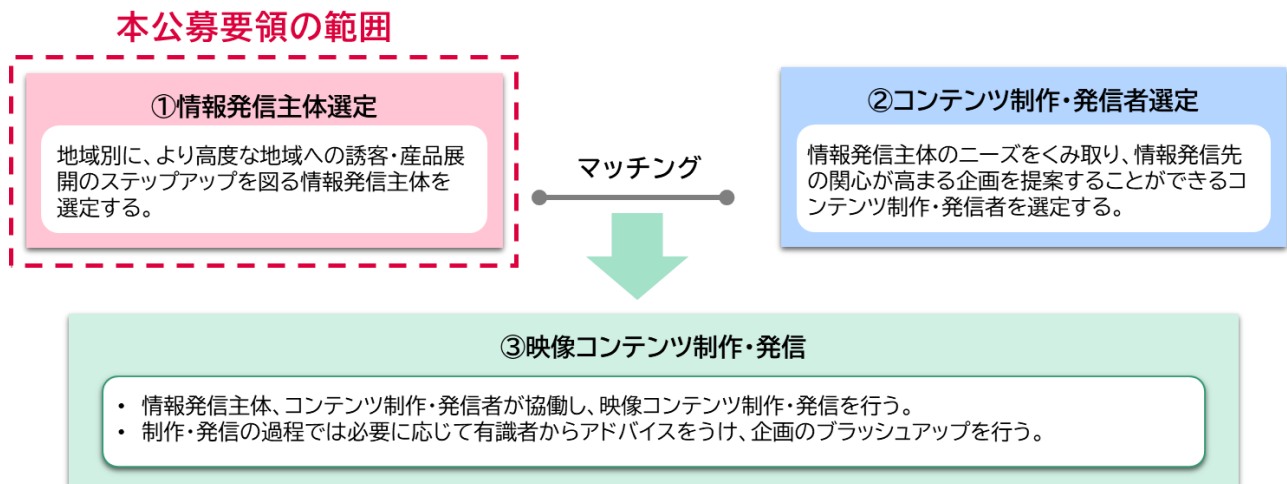


図 1 本事業の全体像と本公募要領で公募する範囲

3 情報発信主体の実施内容

本事業において、情報発信主体は以下の(ア)～(エ)を実施する。

表 1 情報発信主体の実施事項

実施事項	実施内容	実施時期
(ア) 海外に PR したい観光資源・産品の特定	<p><概要> 本事業において、映像コンテンツを活用し海外に PR したい観光資源¹・産品を特定するとともに、本事業のための体制を構築する。</p> <p><詳細></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本事業において、映像コンテンツを活用し海外に PR したい観光資源・産品を特定する。 ● 対象とする観光資源・産品の PR について、海外展開戦略に基づき、現在の展開状況や課題、海外展開に関するニーズを説明するための文書(以降、「発信ニーズ説明資料」)を作成し、応募する。 ● 応募内容の詳細については、「4. 情報発信主体の募集」を参照。提出した資料に基づき本事業の対象となる情報発信主体が選定される。 	2021年 10月
(イ) コンテンツ制作・発信者の選定	<p><概要> コンテンツ制作・発信者は、「発信ニーズ説明資料」を参照したうえで映像コンテンツ企画を提案する。情報発信主体・有識者等の評価も踏まえコンテンツ制作・発信者を選定する。</p> <p><詳細></p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツ制作・発信者の選定にあたって、事務局は地域別²にコ 	2021年 11～12月

¹ 観光資源には体験も含む

² 地域区分は p4 脚注参照

実施事項	実施内容	実施時期
	<p>ンテツ制作・発信者によるピッチングコンテスト³を実施する。情報発信主体は、自身が所属する地域のピッチングコンテストに参加し、企画を評価する。(ピッチングコンテストの時期は 12/6～12/10 を想定している。情報発信主体の中で必ず 1 名以上が参加できるよう日程を調整すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企画は、事務局が示す評価の観点に基づき、情報発信主体及び有識者等の評価によって選定する。(詳細は(ア)で選定された団体に対して事務局より通知) ● 情報発信主体は、選定されたコンテンツ制作・発信者と企画調整を行う。企画調整後、マッチングが円滑に機能せず、コンテンツ制作・発信者の変更を望む場合、事務局が指定する期間内(2021年12月下旬予定)にその旨を通知する。通知した場合、事務局と相談のうえ、指定する期間内に次のコンテンツ制作・発信者を決定する。 	
(ウ) 映像コンテンツ制作・発信への協力	<p><概要> 情報発信主体は、(イ)で選定したコンテンツ制作・発信者と協力し、(ア)で組成した体制を活用して映像コンテンツを制作・発信する。</p> <p><詳細></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報発信主体は、コンテンツ制作・発信者に対して、映像コンテンツ制作・発信に関する期待やニーズを伝える。 ● 情報発信主体は、コンテンツ制作・発信者から映像コンテンツ制作・発信に係る相談(映像コンテンツの内容確認依頼や、撮影用サンプルや撮影場所の提案・確保依頼、イベントや SNS での発信への協力依頼 など)があった場合、遅滞なく真摯に対応する。 ● 映像コンテンツ制作・発信の状況について事務局の求めに応じて進捗や取組内容を報告する。 ● 事業期間中に課題等が生じた場合は、事務局を通じて有識者等に相談をすることができる。 	2022年 1～2月
(エ) 効果検証への協力	<p><概要> 情報発信主体は、事務局及びコンテンツ制作・発信者が実施する効果検証に協力する。</p> <p><詳細></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報発信主体は、PR 対象の観光資源・産品に係るデータ(訪問者数や販売数 など)を記録し、事務局やコンテンツ制作・発信者の求めに応じて提出する。 ● 情報発信主体は、本事業において実施した事項に加え、効果や課題などを記録し、事務局による調査(アンケート調査またはインタ 	2022年 2～3月 (事業終了後も適宜継続)

³ ピッチングコンテストは原則オンラインで実施する

実施事項	実施内容	実施時期
	ビュー調査を想定)に回答する。	

4 情報発信主体の募集

(1) 情報発信主体の要件

下記の要件を満たす情報発信主体を募集する。

表 2 情報発信主体の要件

項目	要件
体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募主体が、当該地域に根ざした団体(地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会などの事業者団体等)であること(個人及び民間企業の申請は不可)。 ● 実施主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とする。 ● 実施体制に、海外に PR したい観光資源・産品を展開する事業者(以下、展開事業者)が含まれること。 ● (産品を PR 対象とする場合)現地での流通網が確保されていること。
海外展開戦略	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外展開の主なターゲットとしている国・地域が定められていること。 ● 海外展開に関する事業計画が具体的に策定されている、または策定する計画があること。 ● 事業計画に対し、本事業がどのように位置づけられるか明示的に示すことができること。 ● 今までの取組内容とその課題の分析が行われていること。 ● 課題を解決するために必要な方策が検討されていること。
PR 対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外に PR したい観光資源・産品が具体的に定まっていること。 ● 海外に PR したい観光資源・産品が公序良俗に反しないこと。
調査事業への協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 映像コンテンツの企画作成・制作・発信にあたり以下に協力が可能であること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ コンテンツ制作・発信者とのマッチング及びその後の企画作成・制作・発信にあたり担当者を設置し、迅速にやり取りすること。 ➢ 制作された映像コンテンツについて、情報発信主体及びコンテンツ制作・発信者の利活用(本事業以外での利活用を含む。)における課題の調査に協力すること。 ➢ 本事業を実施したことによる効果について事業終了後(3 年程度)も継続的に報告すること。

(2) 選定方法

「(1)情報発信主体の要件」を満たす情報発信主体に対して事務局及び外部有識者による評価を実施し、情報発信主体を選定する。

選定は以下の 11 地域⁴に分割して実施し、原則 1 地域 1 つ以上の情報発信主体を選定する。情報発信主

⁴ 北海道:北海道 / 東北:青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 / 関東:茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨 /

体は 16 以上選定する。1 地域に 2 つ以上の情報発信主体を選定する場合は、地域誘客・産品展開のバランスを考慮する。

(3) 評価項目と基準

選定にあたっては、主に以下の観点から評価を実施する。

表 3 評価項目と基準

項目	基準
体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施体制に含まれる展開事業者は、実効的な体制になっているか。 ● 実施体制に含まれる事業者から、具体的な協力が得られる体制になっているか。 ● 現地での流通網が実効的な体制になっているか。 ● 国内での受け入れ体制が実効的な体制(多言語対応等)になっているか。
海外展開戦略	<ul style="list-style-type: none"> ● 主なターゲットとしている国・地域の選定理由が具体的か。 ● 主なターゲットとしている国・地域の選定理由が合理的か。 ● 海外展開に関する事業計画に対する本事業の位置づけが合理的であるか。 (事業計画が未作成の場合は、中長期先を見据えて本事業で何を達成したいかが合理的であるか) ● 課題を具体的に検討しているか。 ● 課題を解決するための方策が具体的に検討されているか。
PR 対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外に PR したい観光資源・産品の選定理由が合理的か。 ● 海外に PR したい観光資源・産品にテーマ性・一貫性があるか。 ● 海外に PR したい観光資源・産品の独自性を認識しているか。 ● 海外に PR したい観光資源・産品の情報発信について、実施体制に含まれる展開事業者との協議状況の熟度は高いか。
コンテンツ制作・発信者への期待と対応	<ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツ制作・発信者への期待が明確になっているか。 ● 本事業における効果の検証が具体的に計画されているか。 ● 本事業における効果の検証に合理性があるか。

信越：新潟・長野 / 北陸：富山・石川・福井 / 東海：岐阜・静岡・愛知・三重 / 近畿：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 / 中国：鳥取・島根・岡山・広島・山口 / 四国：徳島・香川・愛媛・高知 / 九州：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島 / 沖縄：沖縄

(4) 申請方法

申請は以下の3段階で実施する。それぞれの手続きを必ず期日までに実施すること。

① 関心表明の提出

情報発信主体の公募に応募する予定がある場合は、期間内に以下のフォーム(以下、関心表明フォーム)から関心表明を提出すること。関心表明を提出していない場合、本申請を提出することはできないので留意すること。

受付期間	2021年10月8日(金)～10月22日(金)12:00
関心表明フォーム	https://questant.jp/q/contents_local_2021_offering

なお、関心表明にて記載する内容は別添1を参照のこと。

② 関心表明受付連絡の受領

関心表明の提出後、事務局より受付完了連絡を受領後2営業日以内に連絡する。万一、メールが届かない場合は以下問合せ先⁵に連絡すること。

関心表明受付連絡には以下の情報が含まれる。各情報は、③本申請提出時に必要になるので留意すること。

- 受付番号
- 本申請フォーム URL
- 「発信ニーズ説明資料」アップロード用 URL
- 「発信ニーズ説明資料」テンプレート

なお、1団体で複数企画を提出する場合には、複数の受付連絡を受け取る必要がある。

③ 本申請

受付期間内に、②で受領した本申請フォーム URL にアクセスし本申請情報を入力するとともに、「発信ニーズ説明資料」アップロード用 URL から「発信ニーズ説明資料」をアップロードすること。入力の不具合、アップロード用 URL にアクセスできないなどの理由による提出の遅延は認められないため、時間に余裕を持った申請をおこなうこと。

受付期間	関心表明受付連絡受領日～10月29日(金)12:00
------	----------------------------

なお、本申請にて記載する内容は別添2参照のこと。

⁵ 株式会社三菱総合研究所
デジタル・イノベーション本部内「映像コンテンツを活用した地域情報発信」事務局
担当：高野、牧山、工藤、深井
メール：contents_local_2021@ml.mri.co.jp

【申請に対する注意事項】

- 関心表明フォームならびに本申請フォーム上では、記入事項の一時保存ならびに申請完了後の修正ができないため、留意すること。
- 関心表明フォームならびに本申請フォームでの申請完了前に記入事項一覧のプレビュー画面が表示される。記入事項を印刷等する場合には本プレビュー画面を利用すること。プレビュー画面を閉じた後に、再表示することはできない。
- 「発信ニーズ説明資料」は日本語で記載し、提出の際は、PDF 等に変換せず、POWER POINT 形式のまま提出すること。

5 留意事項

■ 契約

- コンテンツ制作・発信にかかる費用は、事務局とコンテンツ制作・発信者のチーム間で締結する契約によって負担する。情報発信主体で発生した経費について、事務局からの支払は行わない。
- **事務局とコンテンツ制作・発信者の契約は、仕事を完成させることを約束し、その結果に対して報酬を支払う請負契約で実施する。**
- 本事業の代金は、契約の履行を完了した場合に検収に合格したのちに、事務局からコンテンツ制作・発信者に対して支払う。なお、コンテンツ制作・発信者への支払金額は 1 企画あたり 12,000,000 円～15,000,000 円(税込み)とし、総企画数に応じて上限を設定する。

■ 著作権の扱い

<本応募に係る提出資料>

- 本募集において提出した資料は、資料提出の時点をもって著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ(営業秘密)は事務局に帰属するものとする。
- 「発信ニーズ説明資料」に、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合は、事務局が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- 「発信ニーズ説明資料」はウェブサイト上で公表する。公表にあたって差し支えないよう作成すること。なお、応募にあたって、情報発信主体は、必要と判断される場合には自身の責任で提出資料の公開に係る権利処理等の手続きを行うこととする。提出資料の著作権に関して発生した問題について、事務局は一切の責任を負わない。
- 提出資料が第三者の著作権を侵害していることが判明した場合、選定後であっても、選定結果を取り消す場合がある。

<本事業で制作・編集する映像コンテンツ>

- 本事業で新規に制作・編集した映像コンテンツの著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含めてすべての著作権)は、最終的には事務局の顧客である総務省に帰属する。
- ただし、本事業終了後も、総務省と協議のうえ情報発信主体での活用は可能である。

6 スケジュール(予定)

2021年10月8日(金) ~ 10月22日(金)12:00	関心表明提出・質問受付期間
関心表明受付連絡受領日 ~ 10月29日(金)12:00	本申請期間
2021年10月下旬~2021年11月上旬(予定)	審査(書面)
2021年11月中旬(予定)	採択結果発表*

*採択結果は三菱総合研究所のHPで発表予定。